

令和3年8月3日

加盟団体 各位

公益財団法人横浜市スポーツ協会
スポーツ事業部長 早川 信悟

緊急事態宣言下における市内イベント・大会の対応について

当協会の各種事業につきまして、日ごろから格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、これまで様々な取り組みを講じていただき、ありがとうございます。

さて、8月2日～8月31日までの期間を対象とする3度目の「緊急事態宣言」が政府より神奈川県に発出されました。横浜市では引き続き国や県の方針を踏まえ、市民利用施設の利用を原則20時までとすること、イベント等の人数上限を5,000人とすること等を方針としています。

今後、政府や県、市からの最新情報をご確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくとともに、感染拡大の防止という観点から、イベント・大会等の内容や会場の状況を踏まえ、延期などの対応を含めて開催の必要性をご検討ください。イベント・大会を開催する場合は、改めて感染拡大予防ガイドライン（日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会）や競技団体が作成したガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、引き続き県が公表した「感染防止対策取組書」等を活用し、今後も県の対処方針等を注視しながら、適切な対応によりイベント・大会等の開催をお願いいたします。

【添付資料】

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（令和3年7月30日制定）

【参考】

<神奈川県ホームページ>

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19/jiltushihoushin.html>

スポーツ事業部スポーツ事業課 加盟団体担当

Tel 045-640-0012 Fax 045-640-0024

E-mail k-dantai@yspc.or.jp